

令和7年10月26日執行

川崎市長選挙 公費負担のしおり

川崎市長選挙では、候補者（供託物を没収されない候補者に限る。）のために、

- 1 選挙運動用自動車の使用
- 2 選挙運動用ビラの作成
- 3 選挙運動用ポスターの作成

を行う場合について、一定の条件の範囲内で公費負担の制度が適用されます。

この公費負担制度の円滑な運営のためには、候補者を始めとする関係者がその制度の仕組みを十分理解し、原資が貴重な税金であることに鑑み適正な運用が必要です。以下、この制度の内容について御説明します。

川 崎 市 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

電話（044-200-3422）

目 次

第1 制度の概要

- 1 公費負担制度が適用される候補者の範囲 …………… 1
- 2 業者等に対し支払をする者 …………… 1
- 3 公費負担の種類と対象 …………… 1
- 4 業者等の範囲 …………… 1

第2 支払金額の範囲及び請求書等の提出先

- 1 支払金額の範囲 …………… 2
- 2 請求書等の提出先 …………… 2

第3 諸手続

- 1 選挙運動用自動車の使用（計算式） …………… 2～4
- 2 選挙運動用ビラの作成（計算式） …………… 5～6
- 3 選挙運動用ポスターの作成（計算式） …………… 7～8

第4 契約届出書等の記載例

- 1 選挙運動用自動車の使用 …………… 10～23
- 2 選挙運動用ビラの作成 …………… 24～29
- 3 選挙運動用ポスターの作成 …………… 30～35
- 4 契約書記載例（参考） …………… 36～41
- 5 （ビラ・ポスター）作成費用明細書 …………… 42～43

第5 参考資料

- 1 ポスター掲示場数・限度額 …………… 44
- 2 契約書及び（ビラ・ポスター）作成費用明細書について …………… 44
- 3 選挙運動用自動車の燃料代の給油伝票（納品書）について …… 44～45
- 4 よくある質問 …………… 46～48

凡 例

法 ……………公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令 ……………公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
公費負担条例 ……川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例
（平成5年川崎市条例第26号）

第1 制度の概要

1 公費負担制度が適用される候補者の範囲

公費負担制度が適用される候補者の範囲は限定されています。

市長選挙の立候補の届出に当たっては、240万円又はこれに相当する額面の国債証券を供託しなければなりません。

選挙の結果、次の計算式により計算した供託物の没収点の得票数に達しない候補者の供託物は没収され（法第93条）、川崎市に帰属します。この供託物を没収された候補者には、公費負担制度が適用されないことになっています。

したがって、選挙結果をみないと、公費負担の制度が適用される候補者であるか否かが分かりませんので、あらかじめ御承知おきます。

（供託物の没収点の計算式）

$$\text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

2 業者等に対し支払をする者

公費負担の経費は、市長（市選管）から直接、候補者と有償契約を締結した業者等（以下「業者等」という。）に支払われます。

3 公費負担の種類と対象

(1) 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の台数は、候補者1人について、1台が対象となります（公費負担条例第4条）。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラの作成枚数は、候補者1人について、70,000枚までが対象となります（公費負担条例第6条）。

作成枚数によって、1枚当たりの作成単価が異なります（公費負担条例第8条）。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスターの作成枚数は、候補者1人について、選挙期間中1回の貼替えを見込み、当該選挙区のポスター掲示場数の2倍以内の枚数が対象となります（公費負担条例第9条）。

4 業者等の範囲

業者等は、候補者が供託物没収点以上の得票数を得た場合に、次ページ以降で説明する「一定の手続」に基づき、川崎市から、次項に述べる金額の範囲内で契約代金の支払が受けられます。

ただし、選挙運動用自動車について、次の者は、支払を受けられません。（一部例外あり。）

支払を受けられない者

候補者と生計を一にする親族が、候補者との間で次の契約をした場合には、川崎市から経費の支払を受けられません。

- ① 自動車の借入れ契約（自動車だけの借入れであって、一般運送契約でないもの。）
- ② 自動車の燃料供給契約
- ③ 自動車の運転手の雇用契約

例外として、この親族が、これらの業務を自己の業としている場合には、支払を受けることができます（公費負担条例第3条）。

第2 支払金額の範囲及び請求書等の提出先

1 支払金額の範囲

契約業者等が支払を受けられる金額については、計算方法が定められており、その範囲内の金額を限度としております。ただし、公費負担の限度額を超える金額で契約している場合は、その限度額を超えた分については、川崎市からではなく、候補者から支払を受けることになります。

したがって、契約の際には、候補者と業者等との間で、経費の支払等について十分協議しておくことが大切です。

2 請求書等の提出先

住 所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課管理係
場 所 川崎市役所 南庁舎（旧第3庁舎） 17階
電 話 044-200-3422

第3 諸手続

1 選挙運動用自動車の使用（計算式）

選挙運動用自動車の使用は、次の(1)の一般運送契約によるか、(2)のア、イ、ウの個別契約によるか、いずれかの方式を選択します。

(1) 一般運送契約の場合【公費負担限度額：903,000円（税込）】

使用日数の限度は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数となります。

〔契約金額又は64,500円のうち少ない金額（1日あたり）〕×使用した日数

*一般運送契約とは

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（例として、タクシー・ハイヤー会社など）と締結する有償契約です。

(2) 一般運送契約以外の契約の場合

ア 自動車の借入れ契約【公費負担限度額：225,400円（税込）】

使用日数の限度は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数となります。

〔契約金額又は16,100円のうち少ない金額（1日あたり）〕×使用した日数

イ 自動車の燃料供給契約【公費負担限度額：107,800円（税込）】

燃料の代金については、市選挙管理委員会が確認した金額に限ります。

7,700円×立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数の範囲内
※1日当たりの限度額の定めはありません。

ウ 自動車運転手の雇用契約【公費負担限度額：175,000円（税込）】

運転従事日数の限度は、立候補届出の日から選挙期日の前日までとなります。

〔契約金額又は12,500円のうち少ない金額（1日あたり）〕×運転従事日数

注1 代金の支払を受けるための手続

〔立候補届出前〕

- ① 有償契約〔候補者⇄業者等〕

〔立候補届出後〕

- ② 契約締結の届出〔候補者→市選管〕
「契約書の写し」を添付します。
- ③ 自動車燃料代の確認申請（燃料の場合）〔候補者→市選管〕
- ④ 選挙運動用自動車燃料代確認書の交付（燃料の場合）〔市選管→候補者〕
- ⑤ 選挙運動用自動車燃料代確認書の提出（燃料の場合）〔候補者→業者等〕
- ⑥ 選挙運動用自動車に給油のつど、給油伝票（納品書）を受領〔業者等→候補者〕

※給油伝票（納品書）に自動車登録番号又は車両番号（※）が記載されているか御確認ください。

〔選挙期日後〕

- ⑦ 選挙運動用自動車使用証明書〔候補者→業者等〕
（燃料の場合は、給油伝票（納品書）の写しを添付）
- ⑧ 請求書の提出〔業者等→市長（市選管）〕

添付書類

- (1) 請求内訳書
- (2) 選挙運動用自動車使用証明書
- (3) 選挙運動用自動車燃料代確認書（燃料供給業者のみ）
- (4) 給油伝票（納品書）の写し（燃料供給業者のみ）

(※)「自動車登録番号（普通自動車等）又は車両番号（軽自動車）」とは、ナンバープレートの番号のことです。

- ⑨ 支払〔川崎市→業者等〕
川崎市から直接、業者等に支払います。

注2 提出書類の名称一覧

〔候補者から市選管へ提出する書類〕

- 1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書：(例1) 又は (例5)
- 2 各種契約書の写し（該当するもの）
 - (1) 一般運送契約書（写し）：(例27)
 - (2) 選挙運動用自動車賃貸借契約書（写し）：(例28)
 - (3) 選挙運動用自動車燃料供給契約書（写し）：(例29)
 - (4) 選挙運動用自動車運転契約書（写し）：(例30)
- 3 選挙運動用自動車燃料代確認申請書（燃料供給契約を結んだ場合）：(例6)

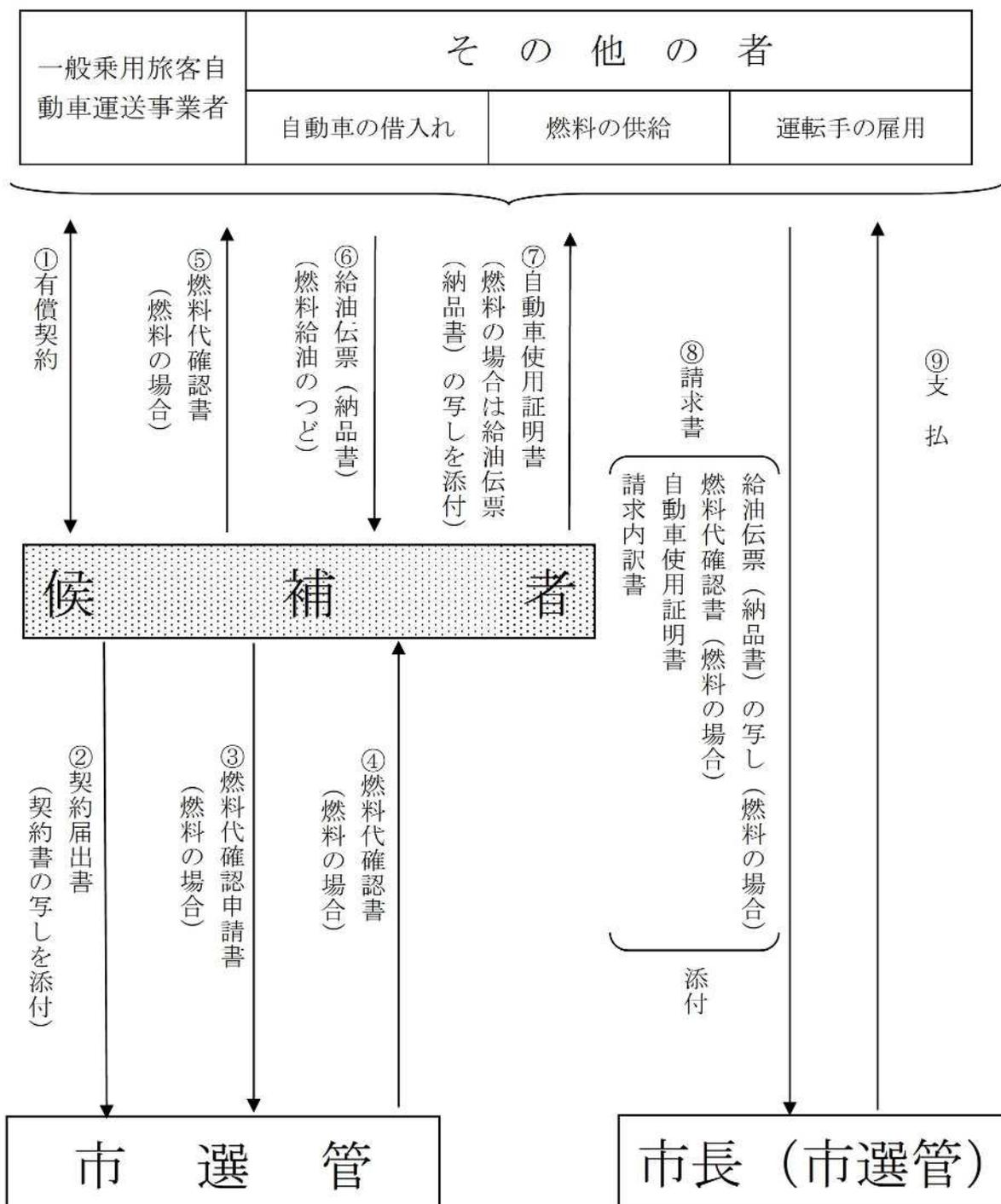
〔候補者から業者等へ提出する書類〕

- 1 選挙運動用自動車使用証明書（使用実績を記載）：(例2) 又は (例8) (例9) (例10)
- 2 選挙運動用自動車燃料代確認書（燃料の場合）：(例7)
- 3 給油伝票（納品書）の写し（燃料の場合）

〔業者等から市長（市選管）へ提出する書類〕

- 1 請求書：(例3) 又は (例11)
- 2 請求内訳書：(例4) 又は (例12) (例13) (例14)
- 3 選挙運動用自動車使用証明書：(例2) 又は (例8) (例9) (例10)
- 4 選挙運動用自動車燃料代確認書（燃料供給業者のみ）：(例7)
- 5 給油伝票（納品書）の写し（燃料供給業者のみ）

選挙運動用自動車使用の公費負担手続の流れ



* 候補者が行う届出・申請は、市選管に対して行ってください。

* 業者等が行う代金の請求については、請求書を市長（市選管）に提出してください。

2 選挙運動用ビラの作成（計算式）

$$\text{公営の作成限度額} = \boxed{\text{契約によるビラ 1 枚当たりの作成単価又は公営の単価限度額のうち少ない金額}} \times \boxed{\text{作成枚数 (限度枚数以内)}}$$

(1) 公営におけるビラ 1 枚当たりの作成単価限度額

ア 候補者 1 人当たりの作成枚数が 50,000 枚以下の場合は、**8 円 38 銭**

イ 候補者 1 人当たりの作成枚数が 50,000 枚を超える場合は、

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{作成枚数}}$$

(1 銭未満の端数は切上げ)

* 契約による 1 枚当たりの作成単価が、公営の単価限度額を超える場合には、当該限度額で計算することになります。

(2) 作成枚数の限度 **70,000 枚**（公費負担対象枚数の限度）

* 公費負担が適用されるビラの種類は、市選挙管理委員会に届け出て、証紙を貼ることにより頒布が認められる **2 種類以内**です。

(3) 公費負担の限度額（限度額は消費税を含んだ額です。）

[1 枚当たりの作成単価、又は上記(1)の単価限度額のうち少ない金額]

× [作成枚数、又は 70,000 枚のうちの少ない枚数]

(参考) ビラ 1 種類を 70,000 枚作成した場合

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} \times (70,000 - 50,000 \text{ 枚})}{70,000 \text{ 枚}} \cong \underline{7 \text{ 円 } 60 \text{ 銭}} \text{ が単価の限度となり、}$$

$$7 \text{ 円 } 60 \text{ 銭} \times 70,000 \text{ 枚} = \underline{532,000 \text{ 円 (税込)}} \text{ が限度額となります。}$$

* ビラを 2 種類作成する場合は、それぞれの作成枚数に従って計算します。

(注) 代金の支払を受けるための手続

〔立候補届出前〕

① 有償契約 [候補者⇄業者等]

〔立候補届出後〕

② 契約締結の届出 [候補者→市選管] : (例 1 5)

※ 契約書の写し、選挙運動用ビラ作成費用明細書を添付 : (例 3 1) (例 3 3)

③ 選挙運動用ビラ作成枚数の確認申請 [候補者→市選管] : (例 1 6)

④ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書の交付 [市選管→候補者] : (例 1 7)

⑤ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書の提出 [候補者→業者等] : (例 1 7)

⑥ 選挙運動用ビラ作成証明書 [候補者→業者等] : (例 1 8)

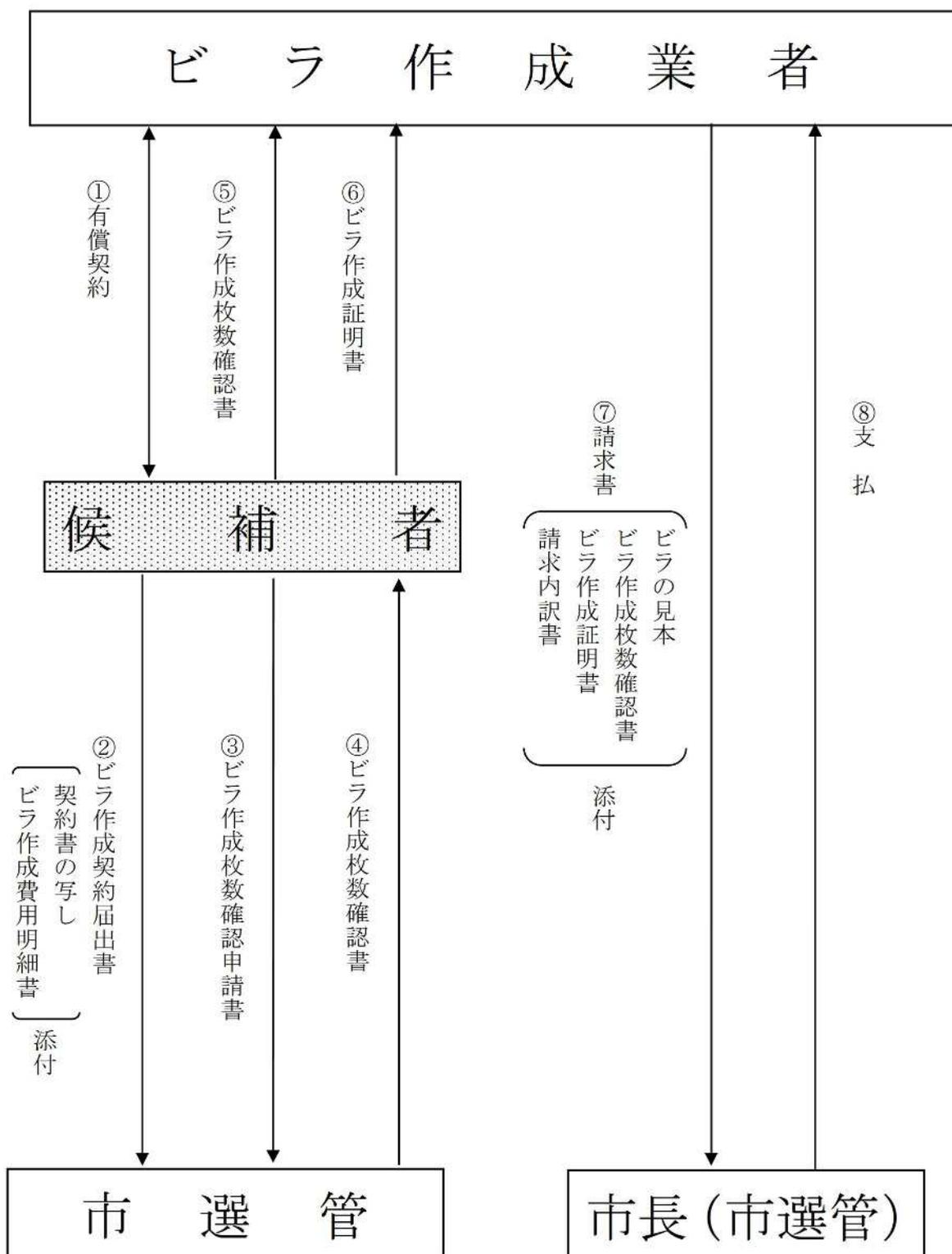
〔選挙期日後〕

⑦ 請求書の提出 [業者等→市長 (市選管)] : (例 1 9)

添付書類 { (1) 請求内訳書 : (例 2 0)
(2) 選挙運動用ビラ作成証明書 : (例 1 8)
(3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 : (例 1 7)
(4) 選挙運動用ビラの見本 1 枚 (2 種類の場合には各 1 枚)

⑧ 支払 [川崎市→業者等] ※川崎市から直接、業者等へ支払います。

選挙運動用ビラ作成の公費負担手続の流れ



* 候補者が行う届出・申請は、市選管に対して行ってください。

* 業者等が行う代金の請求については、請求書を市長（市選管）に提出してください。

3 選挙運動用ポスターの作成（計算式）

$$\text{公営の作成限度額} = \boxed{\text{契約によるポスター1枚当たりの作成単価又は公営の単価限度額のうち少ない金額}} \times \boxed{\text{作成枚数 (限度枚数以内)}}$$

(1) 公営におけるポスター1枚当たりの作成単価限度額

当該選挙区のポスター掲示場数により、公営となるポスター作成単価の限度額が決まります。計算式は次のとおりです。

公営のポスター1枚当たりの単価限度額（1円未満の端数は切上げ）

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 293,440 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ア 市内全域のポスター掲示場数は **1,325箇所**です。

イ 公営のポスター1枚当たりの作成単価限度額は **480円**です。

ウ 契約による1枚当たりの作成単価が、公営の単価限度額を超える場合には、当該限度額で計算することになります。

(2) 作成枚数の限度及びその確認

公営となる作成枚数は、当該選挙区におけるポスター掲示場数の **2倍**の範囲内で、市選挙管理委員会が確認した作成枚数に限られます。

(3) 公費負担の限度額（限度額は消費税を含んだ額です。）

公費負担の限度額については、上記(1)のポスター1枚当たりの単価限度、及び、(2)の作成枚数の限度という2つの面から制限されます。したがって、作成単価を低くしても作成枚数を多くすることはできません。

(参考) ポスターを掲示場数の2倍の枚数作成した場合

$$(1,325 \times 2) \text{ 枚} \times @480 \text{ 円} = \underline{1,272,000 \text{ 円 (税込)}} \text{ が限度額となります。}$$

(注) 代金の支払を受けるための手続

【立候補届出前】

① 有償契約 [候補者⇄業者等]

【立候補届出後】

② 契約締結の届出 [候補者→市選管] : (例2 1)

※ 契約書の写し、選挙運動用ポスター作成費用明細書を添付 : (例3 2) (例3 4)

③ 選挙運動用ポスター作成枚数の確認申請 [候補者→市選管] : (例2 2)

④ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付 [市選管→候補者] : (例2 3)

⑤ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書の提出 [候補者→業者等] : (例2 3)

⑥ 選挙運動用ポスター作成証明書 [候補者→業者等] : (例2 4)

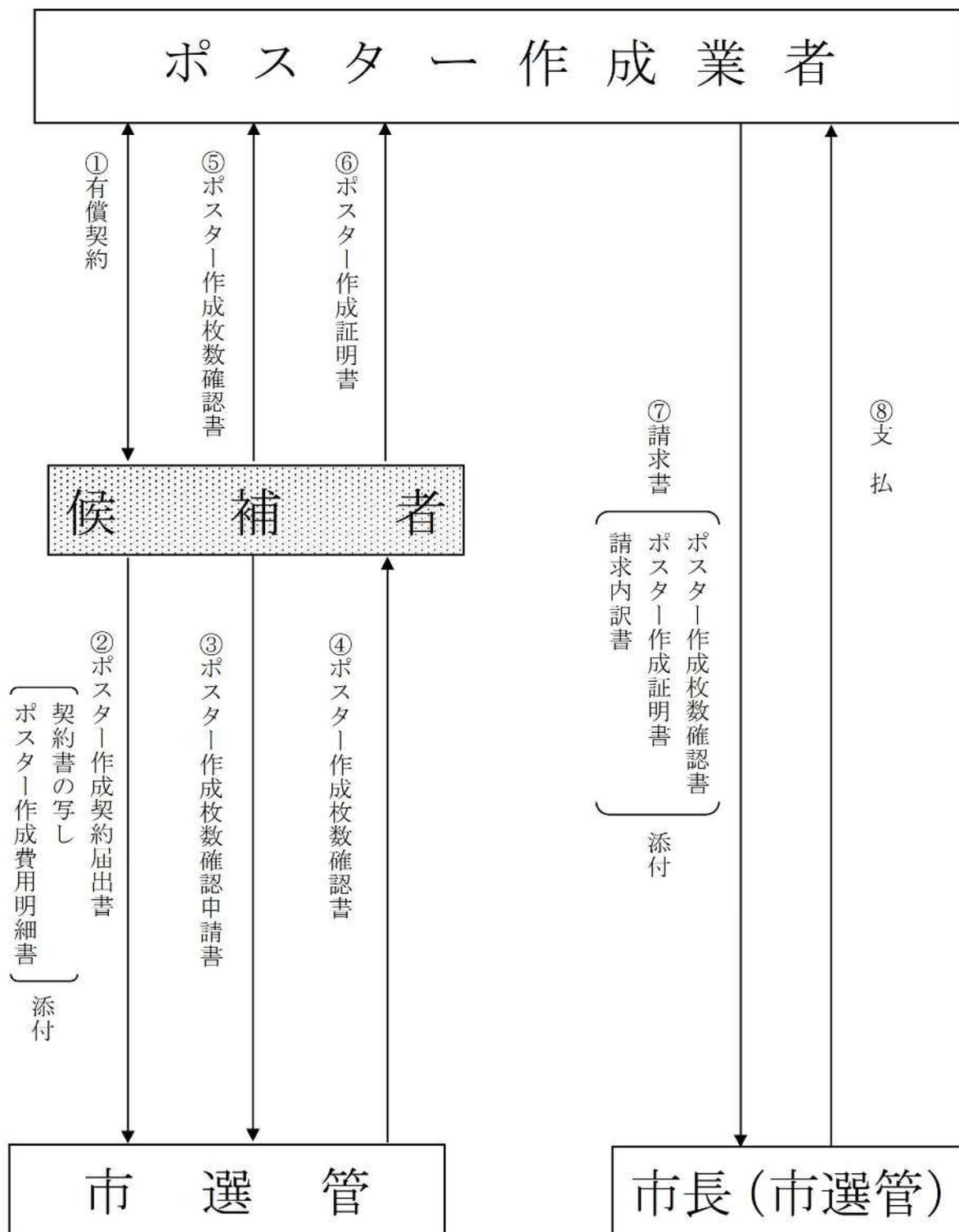
【選挙期日後】

⑦ 請求書の提出 [業者等→市長 (市選管)] : (例2 5)

添付書類 { (1) 請求内訳書 : (例2 6)
(2) 選挙運動用ポスター作成証明書 : (例2 4)
(3) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 : (例2 3)

⑧ 支払 [川崎市→業者等] ※川崎市から直接、業者等へ支払います。

選挙運動用ポスター作成の公費負担手続の流れ



* 候補者が行う届出・申請は、市選管に対して行ってください。

* 業者等が行う代金の請求については、請求書を市長（市選管）に提出してください。

第4 契約届出書等の記載例

目 次

1	選挙運動用自動車の使用	例1～例14
	(1) 一般運送契約の場合	(例1～例4)
	(2) 一般運送契約以外の場合	(例5～例14)
2	選挙運動用ビラの作成	例15～例20
3	選挙運動用ポスターの作成	例21～例26
4	契約書記載例(参考)	例27～例32
5	(ビラ・ポスター)作成費用明細書	例33～例34

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 ○年 ○月 ○日

選管への届出日(告示日以降)です。

(宛先) 川崎市選挙管理委員会委員長

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

候補者 選挙太郎

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 ○年 ○月 ○日	氏名(名称) 市庁バス(株) 住所 川崎市川崎区宮本町1 代表者の氏名 代表取締役 市庁 次郎 電話 044(200)2111	令和 ○年 ○月 ○日 ～ 令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	

2 1に掲げる以外の場合 契約書と同じ内容です。

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
運転手の雇用	令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
燃料代	令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	(車種) (登録番号 又は車両番号) (燃料供給量) 0	円	
	令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	(車種) (登録番号 又は車両番号) (燃料供給量) 0	円	

- 備考
- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
 - 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量並びに燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。
 - 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

令和 ○年 ○月 ○日

実績を確認のうえ、証明書を作成してください。

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

候補者 選挙 太郎

○印を付けてください。

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名(名称) 市方バス(株) 住所 川崎市川崎区宮本町1 代表者の氏名 代表取締役 市方 次郎		
選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
1 トヨタハイエース川崎555あ1234	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
2 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
3 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
4 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
5 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
6 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
7 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
8 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
9 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
10 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
11 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
12 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
13 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	
14 "	令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇〇 円	

「登録番号(普通自動車等)又は車両番号(軽自動車)」とは、ナンバープレートの番号のことです。

(注) この証明書の作成に当たっては、裏面の備考を御参照ください。

消費税込みの金額です。

【選挙運動用自動車使用証明書（自動車）】

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が川崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、川崎市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64, 500円
(2) (1)以外の場合	16, 100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）と、それ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、川崎市に支払を請求することはできません。

★選挙運動用自動車に係る
請求書の用紙は、共通です。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

請求は選挙期日以降、速やかにお願いします。

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ○年 ○月 ○日

請求年月日の記載を忘れずにお願いします。

(宛先) 川 崎 市 長

契約書に押印がある場合は、契約書と同じ印です。

氏名又は名称及び住所	市庁バス(株)	市庁バス 株式会社
並びに法人にあっては	川崎市川崎区宮本町1	
その代表者の氏名	代表取締役 市庁 次郎	市庁 印
電 話 番 号	044-200-2111	

記

1 請求金額 〇〇〇〇 円 ← 限度額が上限です。

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

4 候補者の氏名 選挙 太郎

5 振込先 (金融機関名) 市庁 銀行 (支店名) 川崎 支店

口座番号 2 3 4 5 6 7 8

預金種別 ①. 普通預金 2. 当座預金

フリガナを必ず記入してください。

フリガナ シチウバスカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク シチウ シロウ

口座名義 市庁バス(株) 代表取締役 市庁 次郎

※ この請求書の作成に当たっては、裏面の備考を御参照ください。

【請求書（選挙運動用自動車の使用）】

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、川崎市に支払を請求することができません。
- 3 請求書の印については、契約書に押印がある場合には、押印したものと同一の印で押印願います。
- 4 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された自動車に供給した燃料に係るもので、その金額が同確認書に記載された確認金額の範囲内であるものに限られています。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	1
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	2
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	3
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	4
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	5
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	6
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	7
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	8
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	9
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	10
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	11
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	12
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	13
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	64,500円×1台 =64,500円	○○○○ 円	14
計			○○○○ 円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

契約した金額です。

(イ)又は(ロ)のいずれか少ない金額

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 ○年 ○月 ○日

選管への届出日(告示日以降)です。

(宛先) 川崎市選挙管理委員会委員長

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

候補者 選 挙 太 郎

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 年 月 日	氏名(名称) 住 所 代表者の氏名 電話 ()	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	氏名(名称) 住 所 代表者の氏名 電話 ()	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	円	

契約書と同じ内容です。

2 1に掲げる以外の場合

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和 ○年 ○月 ○日	氏名(名称) 市方レンタカー(株) 住 所 川崎市川崎区宮本町1 代表者の氏名 代表取締役 市方 次郎 電話 044 (200) 2222	令和 ○年 ○月 ○日 ~ 令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇円	
	令和 年 月 日	氏名(名称) 住 所 代表者の氏名 電話 ()	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	円	
運転手の雇用	令和 ○年 ○月 ○日	氏名(名称) 市方 三部 住 所 川崎市川崎区宮本町2 代表者の氏名 電話 044 (200) 2223	令和 ○年 ○月 ○日 ~ 令和 ○年 ○月 ○日	〇〇〇円	
	令和 年 月 日	氏名(名称) 住 所 代表者の氏名 電話 ()	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	円	
燃料代	令和 ○年 ○月 ○日	氏名(名称) 市方石油(株) 住 所 川崎市川崎区宮本町3 代表者の氏名 代表取締役 市方 四郎 電話 044 (200) 2224	(車種) トアタハイエース (登録番号 川崎555い2345 又は車両番号) (燃料供給量) 〇〇〇ℓ	〇〇〇円	(単価) 150円
	令和 年 月 日	氏名(名称) 住 所 代表者の氏名 電話 ()	(車種) (登録番号 又は車両番号) (燃料供給量)		

「登録番号(普通自動車等)又は車両番号(軽自動車)」とは、ナンバープレートの番号のことです。

備考 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量並びに燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号を記載してください。

3 燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限定されています。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 ○年 ○月 ○日

← 選管への届出日(告示日以降)です。

(宛先) 川崎市選挙管理委員会委員長

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

候補者 選挙 太郎

記

1 契約年月日 令和 ○年 ○月 ○日

7,700円の14日分で107,800円が限度額で

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称) 市庁石油(株)

住所 川崎市川崎区宮本町3

代表者の氏名 代表取締役 市庁 四郎

「登録番号(普通自動車等)又は車両番号(軽自動車)」とは、ナンバープレートの番号のことです。

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号

トヨタハイエース川崎555い2345

4 確認申請金額 ○○○ 円

区 分	購入金額	左のうち確認済み又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	○○○ 円	○○○ 円
燃料代計 (a) + (b)	○○○ 円	○○○ 円
備 考		

- 備考 1 この申請書は、自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 自動車の燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。
- 3 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から当該区選挙管理委員会を経由して市選挙管理委員会に提出してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補の届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を控除した日数となります。
- 6 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

この書類は選管で作成し、燃料代確認申請書の届出日に候補者へお渡します。

市長確認第 1 — 1 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 ○年 ○月 ○日

川崎市選挙管理委員会委員長 ○ ○ ○ ○

委員長印

記

「登録番号(普通自動車等)又は車両番号(軽自動車)」とは、ナンバープレートの番号のことです。

- 1 令和7年10月26日執行 川崎市長選挙
- 2 候補者の氏名 選挙 太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号
トヨタ ハイエース 川崎555い2345
- 4 確認金額 ○○○ 円 ←

限度額か契約額の低い方のいずれか

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られており、その自動車にはこの確認書に記載された自動車が該当します。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は川崎市に支払を請求することができません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

令和 ○年 ○月 ○日

実績を確認のうえ、証明書を作成するようお願いします。

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

候補者 選挙 太郎

○印を付けてください。

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	② 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名(名称) 市庁レンタカー(株) 住 所 川崎市川崎区宮本町1 代表者の氏名 代表取締役 市庁 次郎		
選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
1 トヨタハイエース川崎555い2345	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
2 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
3 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
4 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
5 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
6 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
7 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
8 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
9 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
10 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
11 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
12 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
13 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	
14 "	令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	

「登録番号(普通自動車等)又は車両番号(軽自動車)」とは、ナンバープレートの番号のことです。

(注) この証明書の作成に当たっては、裏面の備考を御参照ください。

消費税込みの金額です。

【選挙運動用自動車使用証明書（自動車）】

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が川崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、川崎市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64, 500円
(2) (1)以外の場合	16, 100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）と、それ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、川崎市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したことを証明します。

令和 ○年 ○月 ○日

実績を確認のうえ、証明書を作成するようお願いします。

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

候補者 選挙 太郎

契約書と同じ内容です。

記

運転手の氏名及び住所	氏名 <u>市方 三郎</u>	
	住所 <u>川崎市川崎区宮本町2</u>	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	1
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	2
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	3
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	4
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	5
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	6
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	7
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	8
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	9
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	10
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	11
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	12
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	13
令和 ○年 ○月 ○日	○○○○ 円	14

(注) この証明書の作成に当たっては、裏面の備考を御参照ください。

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が川崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、川崎市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者が指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、川崎市に支払を請求することができません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

実績を確認のうえ、証明書を作成するようお願いします。

令和 ○年 ○月 ○日

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

候補者 選挙太郎

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		氏名(名称) 市庁石油(株) 住所 川崎市川崎区宮本町3 代表者の氏名 代表取締役 市庁 四郎			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号	燃料供給量(a)	契約単価(b)	燃料供給金額(a)×(b)	備考
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) トヨタハイエース (登録番号又は車両番号) 川崎555い2345	○○ ℓ	○○ 円	○○○ 円	
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	○○ ℓ	○○ 円	○○○ 円	
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	○○ ℓ	○○ 円	○○○ 円	
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	○○ ℓ	○○ 円	○○○ 円	
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	○○ ℓ	○○ 円	○○○ 円	
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	○○ ℓ	○○ 円	○○○ 円	
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	○○ ℓ	○○ 円	○○○ 円	
令和 年 月 日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	ℓ	円	円	
令和 年 月 日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	ℓ	円	円	消費税込みの金額です。
令和 年 月 日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	ℓ	円	円	
※ 実際に給油した給油年月日、給油量及び金額を確認のうえ記載してください。					
令和 年 月 日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	ℓ	円	円	
令和 年 月 日	(車種) " (登録番号又は車両番号) "	ℓ	円	円	

「登録番号(普通自動車等)又は車両番号(軽自動車)」とは、ナンバープレートの番号のことです。

(注) この証明書の作成に当たっては、裏面の備考を御参照ください。

※ 給油伝票(納品書)の写しを必ず添付してください。

【選挙運動用自動車使用証明書(燃料)】

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄、「契約単価」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が川崎市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られており、その自動車には候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された自動車が該当します。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、川崎市に支払を請求することができません。
- 7 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 8 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補者の届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を控除した日数となります。

★選挙運動用自動車に係る
請求書の用紙は、自動車・運
転手・燃料とも共通です。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

請求は選挙期日以降、速やかにお願いします。

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ○年 ○月 ○日

請求年月日の記載を忘れずにお願いします。

(宛先) 川 崎 市 長

契約書に押印がある場合は、契約書と同じ印です。

氏名又は名称及び住所 市方レンタカー(株)

並びに法人にあつては 川崎市川崎区宮本町1

その代表者の氏名 代表取締役 市方 次郎  印

電 話 番 号 044-200-2222

記

- 1 請求金額 〇〇〇〇 円 ← **限度金額までとなります。**
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和7年10月26日執行 川崎市長選挙
- 4 候補者の氏名 選 挙 太 郎
- 5 振 込 先 (金融機関名) 市方 銀行 (支店名) 川崎 支店

口座番号 2 3 4 5 6 7 8

預金種別 1. 普通預金 2. 当座預金

フリガナ シヨウレンタカーカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク シヨウ ジロウ

口座名義 市方レンタカー(株) 代表取締役 市方 次郎

フリガナを必ず記入してください。

※ この請求書の作成に当たっては、裏面の備考を御参照ください。

【請求書（選挙運動用自動車の使用）】

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、川崎市に支払を請求することができません。
- 3 請求書の印については、契約書に押印がある場合には、押印したものと同一の印で押印願います。
- 4 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された自動車に供給した燃料に係るもので、その金額が同確認書に記載された確認金額の範囲内であるものに限られています。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	契約金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	1
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	2
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	3
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	4
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	5
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	6
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	7
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	8
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	9
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	10
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	11
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	12
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	13
令和 ○年 ○月 ○日	○○○円×1台 = ○○○円	16,100円×1台 =16,100円	○○○ 円	14
計	↑	↑	○○○ 円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

契約した金額です。

(イ)又は(ロ)のいずれか少ない金額

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の車種及び登録番号又は 車両番号	販売金額(イ) (契約単価)×(ℓ)=販売金額	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) トヨタハイエース (登録番号 又は車両番号) 川崎555い2345	(○○○円)×(○○ℓ) = ○○○円			1
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) (登録番号 又は車両番号)	(○○○円)×(○○ℓ) = ○○○円			2
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) (登録番号 又は車両番号)	(○○○円)×(○○ℓ) = ○○○円			3
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号 又は車両番号)	(○○○円)×(○○ℓ) = ○○○円			4
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号 又は車両番号)	(○○○円)×(○○ℓ) = ○○○円			5
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号 又は車両番号)	(○○○円)×(○○ℓ) = ○○○円			6
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号 又は車両番号)	(○○○円)×(○○ℓ) = ○○○円			7
令和 ○年 ○月 ○日	(車種) " (登録番号 又は車両番号)	(○○○円)×(○○ℓ) = ○○○円			8
令和 年 月 日	(車種) (登録番号 又は車両番号)	(円)×(ℓ) = 円			9
令和 年 月 日	(車種) (登録番号 又は車両番号)	(円)×(ℓ) = 円			10
令和 年 月 日	(車種) (登録番号 又は車両番号)	(円)×(ℓ) = 円			11
令和 年 月 日	(車種) (登録番号 又は車両番号)	(円)×(ℓ) = 円			12
令和 年 月 日	(車種) (登録番号 又は車両番号)	(円)×(ℓ) = 円			13
令和 年 月 日	(車種) (登録番号 又は車両番号)	(円)×(ℓ) = 円			14
計		○○○ 円	○○○ 円	○○○ 円	

「登録番号(普通自動車等)又は車両
番号(軽自動車)」とは、ナンバーブ
レードの番号のことです。

※ 1円未満の端数は切り捨ててください。

確認書の金額です。

- 備考 1 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、「選挙運動用自動車燃料代確認書」に記載された自動車に供給した燃料に係るもので、その金額が同確認書に記載された確認金額の範囲内であるものに限定されています。
- 2 「販売年月日」、「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号」及び「販売金額(イ)」については、燃料の供給ごとに記載してください。
- 3 「基準限度額(ロ)」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 4 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。また、1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨ててください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	1
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	2
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	3
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	4
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	5
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	6
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	7
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	8
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	9
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	10
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	11
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	12
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	13
令和 ○年 ○月 ○日	○○○ 円	12,500円	○○○ 円	14
計			○○○ 円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

契約した金額です。

(イ)又は(ロ)のいずれか少ない金額

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 ○年 ○月 ○日

← **選管への届出日(告示日以降)です。**

(宛先) 川崎市選挙管理委員会委員長

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

契約書と同じ内容です。

候補者 選挙 太郎

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成枚数	契約単価	契約金額	
令和 ○年 ○月 ○日	氏名(名称) 市方印刷(株) 住所 川崎市川崎区宮本町4 代表者の氏名 代表取締役 市方 五郎 電話 044 (200) 2225	○○○枚	○.○○円	○○○○円	
令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	枚	円	円	
令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	枚	円	円	

備考

選挙運動用ビラ作成費用明細書を添付してください。

- この契約届出書には、契約書の写しと、契約金額の内訳のわかるものを添付してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 ○年 ○月 ○日

← 選挙への届出日(告示日以降)です。

(宛先) 川崎市選挙管理委員会委員長

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

候補者 選挙太郎

記

1 契約年月日 令和 ○年 ○月 ○日

70,000枚が限度です。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称) 市庁印刷株式会社

住所 川崎市川崎区宮本町4

代表者の氏名 代表取締役 市庁 五郎

3 確認申請枚数 ○○○ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	○○○ 枚	○○○ 枚
枚数計 (a) + (b)	○○○ 枚	○○○ 枚
備 考		

備考

- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から当該区選挙管理委員会を經由して市選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

この書類は、選管で作成し、ビラ作成枚数確認申請書の届出日に候補者へお渡します。

市長確認第 1 - 1 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 ○年 ○月 ○日

川崎市選挙管理委員会委員長 ○ ○ ○ ○

委員長印

記

1 令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

2 候補者の氏名 選挙 太郎

3 確認枚数 〇〇〇 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は川崎市に支払を請求することができません。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したことを証明します。

令和 ○年 ○月 ○日

ビラ作成契約届出書の提出日以降、実績を確認のうえ証明書を
作成するようお願いします。

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

契約書と同じ内容です。

候補者 選挙 太郎

記

選挙運動用ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名(名称) 住所 代表者の氏名	市庁印刷(株) 川崎市川崎区宮本町4 代表取締役 市庁 五郎
作成枚数		○○○ 枚
作成金額		○○○○ 円
備考		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が川崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は川崎市に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及び、それぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

(1) 枚数

- イ 川崎市長選挙の場合 7万枚
- ロ 川崎市議会議員選挙の場合 8千枚

(2) 限度額

- イ 作成枚数が5万枚以下の場合
8円38銭(単価)×当該作成枚数＝限度額
- ロ 作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$$

(1銭未満の端数は切上げ)

$$\text{単価} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

★ビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

請求は選挙期日以降、速やかにお願いします。

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ○年 ○月 ○日

請求年月日の記載を忘れずにお願いします。

(宛先) 川 崎 市 長

契約書に押印がある場合は、契約書と同じ印です。

氏名又は名称及び住所

市方印刷(株)

並びに法人にあつては

川崎市川崎区宮本町4

その代表者の氏名

代表取締役 市方 五郎

市方印刷株式会社

市方印

印

電 話 番 号

0 4 4 - 2 0 0 - 2 2 2 5

記

1 請 求 金 額

〇〇〇〇 円

限度金額までとなります。

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

4 候補者の氏名

選 挙 太 郎

5 振 込 先

(金融機関名) 市方 銀行

(支店名) 川崎 支店

口座番号 5 6 7 8 9 0 1

預金種別 ①. 普通預金 2. 当座預金

フリガナを必ず記入してください。

フリガナ ショウインツカブシカイシャ タチウトリマリヤク ショウゴロウ

口座名義 市方印刷(株) 代表取締役 市方 五郎

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、川崎市に支払を請求することができません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 請求書の印については、契約書に押印がある場合には、押印したものと同一の印で押印願います。

請求内訳書

(選挙運動用ビラの作成)

	単 価	枚 数	金 額	備 考
作成金額	A ○.○○ 円	B ○○○ 枚	C(A×B) ○○○○ 円	
基準限度額	D ○.○○ 円	E ○○○ 枚	F(D×E) ○○○○ 円	
請求金額	G ○.○○ 円	H ○○○ 枚	I(G×H) ○○○○ 円	

※ 1円未満の端数は切り捨ててください。

備考

1 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 8円38銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{当該作成枚数}} \dots\dots (1\text{銭未満の端数は切上げ})$$

2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

5 I欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨ててください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 ○年 ○月 ○日 ← 選管への届出日(告示日以降)です。

(宛先) 川崎市選挙管理委員会委員長

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

契約書と同じ内容です。

候補者 選 孝 太 郎

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成枚数	契約単価	契約金額	
令和 ○年 ○月 ○日	氏名(名称) 市庁印刷(株) 住所 川崎市川崎区宮本町4 代表者の氏名 代表取締役 市庁 五郎 電話 044 (200) 2225	○○○枚	○○○円	○○○○円	
令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	枚	円	円	
令和 年 月 日	氏名(名称) 住所 代表者の氏名 電話 ()	枚	円	円	

備考

選挙運動用ポスター作成費用明細書を添付してください。

- 1 この契約届出書には、契約書の写しと、契約金額の内訳のわかるものを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 ○年 ○月 ○日

選管への届出日(告示日以降)です。

(宛先) 川崎市選挙管理委員会委員長

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

候補者 選挙太郎

記

1 契約年月日 令和 ○年 ○月 ○日

当該選挙区内のポスター掲示場数の2倍が限度です。

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名(名称) 市庁印刷株式会社

住所 川崎市川崎区宮本町4

代表者の氏名 代表取締役 市庁 五郎

3 確認申請枚数 ○○○ 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認	申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚		0 枚
今回の枚数 (b)	○○○ 枚		○○○ 枚
枚数計 (a) + (b)	○○○ 枚		○○○ 枚
備考			

備考

- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から当該区選挙管理委員会を経由して市選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

この書類は、選管で作成し、ポスター作成枚数確認申請書の届出日に候補者へお渡します。

市長確認第 1 - 1 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 ○年 ○月 ○日

川崎市選挙管理委員会委員長 ○ ○ ○ ○

委員長印

記

- 1 令和7年10月26日執行 川崎市長選挙
- 2 候補者の氏名 **選挙 太郎**
- 3 確認枚数 **○○○** 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は川崎市に支払を請求することができません。

ポスター作成契約届出書の提出日以降、実績を確認
のうえ証明書を作成するようお願いします。

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

令和 ○年 ○月 ○日

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

契約書と同じ内容です。

候補者 選挙太郎

記

選挙運動用ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名(名称) 市庁印刷(株) 住 所 川崎市川崎区宮本町4 代表者の氏名 代表取締役 市庁 五郎
作 成 枚 数	○○○ 枚
作 成 金 額	○○○○ 円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	1,325 箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が川崎市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川崎市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500以下の場合

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価(1円未満の端数は切上げ)}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500を超える場合

$$\frac{316,250円 + 293,440円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価(1円未満の端数は切上げ)}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

請求は選挙期日以降、速やかにお願いします。

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 ○年 ○月 ○日

請求年月日の記載を忘れずにお願いします。

(宛先) 川 崎 市 長

契約書に押印がある場合は、契約書と同じ印です。

氏名又は名称及び住所

市方印刷株式会社

並びに法人にあっては

川崎市川崎区宮本町4

その代表者の氏名

代表取締役 市方 五郎

市方印刷株式会社

市方

印

電 話 番 号

0 4 4 - 2 0 0 - 2 2 2 5

記

1 請 求 金 額

〇〇〇〇 円

限度金額までとなります。

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 選 挙 名

令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

4 候補者の氏名

選挙 太郎

5 振 込 先

(金融機関名) 市方 銀行

(支店名) 川崎 支店

口座番号 5 6 7 8 9 0 1

預金種別 ①. 普通預金 2. 当座預金

フリガナを必ず記入してください。

フリガナ ショウインサツカブシキガイシャダイヒョウトリシマリヤク ショウゴロウ

口座名義 市方印刷株式会社 代表取締役 市方 五郎

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、川崎市に支払を請求することができません。
- 請求書の印については、契約書に押印がある場合には、押印したものと同一の印で押印願います。

請求内訳書

(選挙運動用ポスターの作成)

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数				1,325 箇所
	単 価	枚 数	金 額	備 考
作成金額	A ○○○ 円	B ○○○ 枚	C(A×B) ○○○○ 円	
基準限度額	D 480 円	E ○○○ 枚	F(D×E) ○○○○ 円	
請求金額	G ○○○ 円	H ○○○ 枚	I(G×H) ○○○○ 円	

※ 1円未満の端数は切り捨ててください。

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500以下の場合

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切上げ)}$$
 - (2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場の数が500を超える場合

$$\frac{316,250円 + 293,440円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切上げ)}$$
- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 6 I欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨ててください。

代表者の氏名も記載してください。

一般運送契約書

川崎市長選挙候補者 選挙 太郎 (以下「甲」という。)と

市バス(株) 代表取締役 市方 次郎 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の

運送について次のとおり契約を締結する。

「登録番号(普通自動車等)又は車両番号(軽自動車)」とは、ナンバープレートの番号のことです。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号又は車両番号 トヨタハイエース 川崎 555 あ 1234

3 台数 1台

実際の使用期間を記入してください。

4 使用期間

令和 ○年 ○月 ○日から } ○日間
令和 ○年 ○月 ○日まで }

1日あたりの単価が異なる場合は、それぞれ記入してください。

消費税込みの金額です。

5 契約金額(税込) ○○○○円

[内訳 1日 ○○○円(税込) × ○日間 (○月○日～○月○日)
1日 ○○○円(税込) × ○日間 (○月○日～○月○日)]

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき川崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、川崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、川崎市には請求できない。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

契約を証するため、本契約書2通を作成の上、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

令和 ○年 ○月 ○日

甲 川崎市長選挙候補者

住所 川崎市○○区△△1-1

氏名 選挙 太郎 (選挙) 印

乙 住所 川崎市川崎区宮本町1

氏名(名称) 市バス株式会社 (市バス株式会社) 印

(代表者氏名) 代表取締役 市方 次郎 (市方) 代表者印

備考

乙が川崎市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印もこの契約書に押印したものをを使用すること。

代表者の氏名も記載してください。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

川崎市長選挙候補者 選挙 太郎 (以下「甲」という。)と

市庁レンタカー(株) 代表取締役 市庁 次郎 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動

車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

「登録番号(普通自動車等)又は車両番号(軽自動車)」とは、ナンバープレートの番号のことです。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号又は車両番号 トヨタハイエース 川崎 555 い 2345

3 台数 1台

実際の使用期間を記入してください。

4 賃貸借の期間

令和〇年〇月〇日から
令和〇年〇月〇日まで } 〇日間

1日あたりの単価が異なる場合は、それぞれ記入してください。

消費税込みの金額です。

5 契約金額(税込) 〇〇〇〇円

(内訳 1日 〇〇〇円(税込) × 〇日間 (〇月〇日～〇月〇日)
1日 〇〇〇円(税込) × 〇日間 (〇月〇日～〇月〇日))

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき川崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、川崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、川崎市には請求できない。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

契約を証するため、本契約書2通を作成の上、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

令和 〇年 〇月 〇日

甲 川崎市長選挙候補者

住 所 川崎市〇〇区△△1-1

氏 名 選挙 太郎

選挙 印

乙 住 所 川崎市川崎区宮本町1

氏名(名称) 市庁レンタカー株式会社

市庁レンタカー株式会社

印

(代表者氏名) 代表取締役 市庁 次郎 代表者印

市庁 印

備 考

乙が川崎市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印もこの契約書に押印したものをを使用すること。

代表者の氏名も記載してください。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

川崎市長選挙候補者 選挙 太郎 (以下「甲」という。)と

市庁石油(株) 代表取締役 市庁 四郎 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料

供給について次のとおり契約を締結する。

実際の契約期間を記入してください。

1 供給する期間

令和 〇年 〇月 〇日から令和 〇年 〇月 〇日まで

2 供給場所

所在地 川崎市川崎区宮本町3

名称 市庁石油(株)

「登録番号（普通自動車等）又は車両番号（軽自動車）」とは、ナンバープレートの番号のことです。

3 供給を受ける選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号

トヨタハイエース川崎 555 い 2345

消費税込みの金額です。

4 契約金額（税込） 〇〇〇〇 円

[内訳 1 円当たり単価（税込） 〇〇〇 円×期間中の供給総量（予定） 〇〇〇 円]

5 請求及び支払

この契約に基づく燃料供給代金について、乙は、川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき川崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、燃料供給代金が川崎市に請求する金額を超えるときは、甲は乙に対し、その超える額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、川崎市には請求できない。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

契約を証するため、本契約書2通を作成の上、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

令和 〇年 〇月 〇日

甲 川崎市長選挙候補者

住所 川崎市〇〇区△△1-1

氏名 選挙 太郎 (選挙) 印

乙 住所 川崎市川崎区宮本町3

氏名 (名称) 市庁石油株式会社 (市庁石油株式会社) 印

(代表者氏名) 代表取締役 市庁 四郎 (市庁) 代表者印

備考

乙が川崎市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印もこの契約書に押印したものを使用すること。

選挙運動用自動車運転契約書

川崎市長選挙候補者 選挙 太郎 (以下「甲」という。) と
市 方 三 郎 (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の運転

について次のとおり契約を締結する。

実際の契約期間を記入してください。

1 運転する期間
令和 ○年 ○月 ○日から } ○日間
令和 ○年 ○月 ○日まで }

原則として毎日 ○時○分 から ○時○分 まで

消費税込みの金額です。

2 契約金額 (税込) ○○○○ 円
〔内訳 1日 ○○○ 円 (税込) × ○ 日間〕

「登録番号 (普通自動車等) 又は車両番号 (軽自動車)」とは、ナンバープレートの番号のことです。

3 運転する選挙運動用自動車の車種及び登録番号又は車両番号
トヨタハイエース川崎 555 い 2345

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づき川崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、川崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は、川崎市には請求できない。

5 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

契約を証するため、本契約書2通を作成の上、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

令和 ○年 ○月 ○日

甲 川崎市長選挙候補者

住 所 川崎市○○区△△1-1

氏 名 選挙 太郎 (選挙) 印

乙 住 所 川崎市川崎区宮本町2

氏名 (名称) 市 方 三 郎 (市方) 印
(代表者氏名) 代表者印

備 考

乙が川崎市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印もこの契約書に押印したものを使用すること。

代表者の氏名も記載してください。

選挙運動用ビラ作成契約書

川崎市長選挙候補者 選挙 太郎 (以下「甲」という。) と
市庁印刷(株) 代表取締役 市庁 五郎 (以下「乙」という。) は、選挙運動用ビラの作成
について次のとおり契約を締結する。

- 品名
公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ
- 数量 〇〇〇 枚
- 契約金額(税込) 〇〇〇〇 円
[単価(税込) 〇 円 〇〇 銭]
- 納入期限 令和 〇年 〇月 〇日

消費税込みの金額です。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条に基づき川崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、川崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、川崎市には請求できない。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

契約を証するため、本契約書2通を作成の上、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

令和 〇年 〇月 〇日

甲 川崎市長選挙候補者

住 所 川崎市〇〇区△△1-1

氏 名 選挙 太郎 (選挙) 印

乙 住 所 川崎市川崎区宮本町4

氏名(名称) 市庁印刷株式会社 (市庁印刷株式会社) 印

(代表者氏名) 代表取締役 市庁 五郎 (市庁) 代表者印

備 考

乙が川崎市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印もこの契約書に押印したものを使用すること。

選挙運動用ポスター作成費用明細書を添付してください。

(例32)

代表者の氏名も記載し
てください。

選挙運動用ポスター作成契約書

川崎市長選挙候補者 選挙 太郎 (以下「甲」という。)と

市庁印刷(株) 代表取締役 市庁 五郎 (以下「乙」という。)は、選挙運動用ポスターの

作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

2 数 量 000 枚

3 契約金額 (税込) 0000 円

消費税込みの金額です。

[単価 (税込) 000 円 00 銭]

4 納入期限 令和 0 年 0 月 0 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額について、乙は、川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条に基づき川崎市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、川崎市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、川崎市には請求できない。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

契約を証するため、本契約書2通を作成の上、甲、乙、各々が署名、捺印し、各1通を保管する。

令和 0 年 0 月 0 日

甲 川崎市長選挙候補者

住 所 川崎市〇〇区△△1-1

氏 名 選挙 太郎 (選挙) 印

乙 住 所 川崎市川崎区宮本町4

氏名 (名称) 市庁印刷株式会社 (市庁印刷株式会社) 印

(代表者氏名) 代表取締役 市庁 五郎 (市庁) 代表者印

備 考

乙が川崎市に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印もこの契約書に押印したものをを使用すること。

第5 参考資料

1 ポスター掲示場数・限度額

(金額単位：円)

選挙区	ポスター 掲示場数	枚数限度 (掲示場数×2)	公営の 単価の限度額	ポスター作成の 公営(総額)の限度額
川崎区	228	/	/	/
幸区	152			
中原区	221			
高津区	188			
宮前区	189			
多摩区	194			
麻生区	153			
全市	1,325			

2 契約書及び(ビラ・ポスター)作成費用明細書について

(1) 契約書

業者等との契約書は、既存の様式があるときは、それを用いても結構ですが、その場合にも一方の当事者は候補者本人であり、その申込みの意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明記されていることが必要です。

(2) (ビラ・ポスター)作成費用明細書

作成費用明細書は、契約金額の内訳を確認するものです。

作成するビラ及びポスターの仕様・必要経費等の内訳が記載されたものを、契約届出書の提出の際に、契約書の写しと一緒に提出してください。様式は問いません。

※ 事務の円滑化のため、できるだけ市選管で用意した契約書、作成費用明細書を使用してください。

3 選挙運動用自動車の燃料代の給油伝票(納品書)について

選挙運動用自動車(候補者1人について1台)に燃料を給油したつど、給油伝票(納品書)をもらってください。燃料供給業者が市に請求する際に、その写しが必要になります。

給油伝票(納品書)には、自動車登録番号又は車両番号(※)が記載されていることが必要です。

燃料供給業者と契約を締結する際に、給油伝票(納品書)に自動車登録番号又は車両番号を記載してもらうことを忘れずに徹底してください。

(※)「自動車登録番号(普通自動車等)又は車両番号(軽自動車)」とはナンバープレートの番号のことです。ナンバープレートの4けた以下の数字部分を記載してもらってください。

公費負担の請求に必要な給油伝票（納品書）の例

【例 1】

納 品 書			
〇〇〇〇 様		△△石油株式会社	
		〒〇〇〇-〇〇〇〇	
		〇〇市〇〇区〇-〇-〇	
		TEL 〇〇〇-〇〇〇〇	
供給年月日の記載		日付	自動車登録番号
		R〇〇.〇〇.〇〇	川崎〇〇〇 か1234
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	25.4 ℓ	150 円	3,810 円
燃料供給量の記載			燃料供給金額の記載
		合計	3,810 円

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の記載（手書き可）

【例 2】

納 品 書	
〇〇年〇〇月〇〇日	
供給年月日の記載	
売上	
〇〇〇〇 様	
登録番号	
川崎〇〇〇 か1234	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号の記載（手書き可）
レギュラーガソリン	
25.4 ℓ	
@150	3,810 円
燃料供給量の記載	燃料供給金額の記載
合計	3,810 円
△△石油株式会社	
〇〇市〇〇区〇-〇-〇	
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇	

注意事項

納品書に自動車登録番号又は車両番号の表示ができない場合は、手書きでも差し支えありません。

4 よくある質問

(1) 公費負担制度全般について

(問1) 契約は限度額で締結すればよいのですか。

(答) 限度額はあくまでも公費負担する金額の上限を示したものですので、この金額での契約を強制したり推奨したりするものではありません。実際に選挙運動用自動車の使用やビラ・ポスターの作成に要した費用について公費請求してください。

(問2) 契約届出書等の候補者名は通称でも可能ですか。

(答) 候補者名は通称でも構いませんが、公費負担に関する一連の書類については、全て契約書に記載されている候補者名に統一してください。

(2) 選挙運動用自動車の使用について

(問1) 燃料代について、選挙運動期間中（告示日から選挙期日の前日まで）の供給量の合計に販売単価を掛けて請求金額を算出してよいですか。

(答) 燃料代については、給油するごとに燃料供給業者から給油伝票（納品書）を受取り、この実績に基づいて燃料供給量及び燃料供給金額等を日ごとに記載する必要があります。

請求に当たっては、この「日ごとの燃料供給金額の計」と「基準限度額（確認金額）」のいずれか少ない金額を請求してください。

(問2) 予定していた運転手（A）に急用が発生したため、代わりの者（B）が運転手を務めましたが、公費負担の対象となりますか。

(答) 急遽運転することになった者（B）と候補者との間で、運転手に関する有償契約を締結し、契約届出書の提出など所定の手続をとれば、公費負担を受けることができます。

ただし、同一の日に2人以上の運転手が雇用される場合に公費負担の対象となるのは、候補者が指定する1人に限られます。

(問3) 選挙運動用自動車の借入りに当たり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合、公費負担の対象となる金額の算出はどのようになりますか。

(事例) 基本料金(初日24時間) 15,000円

(2日目以降1日につき) 10,000円

日付	○月11日	12日	13日	14日	15日	...	22日	23日	24日	25日	26日
		告示日									選挙期日
		← 選挙運動期間 →									
		← 公費負担請求可能期 →									
		← 実際の借入れ期間 →									
基本料金	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(答) 公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日の料金の合計金額となります。

よって事例の場合は、○月12日から○月25日までの14日分の基本料金の合計金額14万円が公費負担の対象となります。

(問4) 選挙運動用自動車の借入りに際して、次のような付帯料金は公費負担の対象となりますか。

(事例)

付帯料金

免責補償料(任意加入)

特別装備料(予備バッテリー)

装備品使用料(ルーフキャリア)

任意保険料

(答) 付帯料金は、公費負担の対象にはなりません。

公費負担の対象となるのは、あくまで借入れ時における基本料金に含まれている車両本体と保険補償の金額です。

なお、自動車に看板やスピーカーなどを取り付けてある、いわゆる選挙カーパック料金による選挙運動用自動車の借入れは、公費負担の対象とはなりません。

この場合、車両本体と車両本体以外の料金とをそれぞれ明示した有償契約をする必要があります。

(3) 印刷物（ビラ、ポスター）の作成について

(問1) 選挙運動用ポスター作成枚数の限度がポスター掲示場数の2倍となっているので、他の目的のポスターや予備のポスターを含めて2倍以内の枚数なら公費負担の対象になりますか。

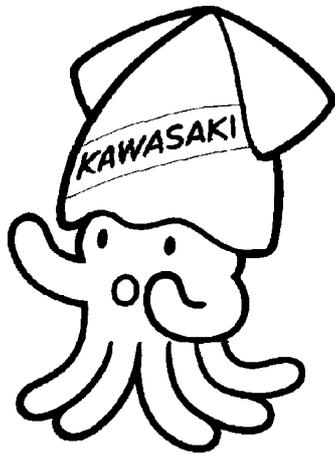
(答) 公費負担できる選挙運動用ポスターは、公営のポスター掲示場に掲示するポスターと公職選挙法に規定されています。作成枚数については、1回の貼りかえ分までを公費負担の対象とする趣旨でポスター掲示場数の2倍を作成枚数の限度としています。

したがって、ポスター掲示場に掲示する目的以外で作成されたポスターは対象外です。

(問2) 印刷物の作成に際し、写真撮影、デザイン、印刷をそれぞれ別の業者で行いました。各業者からどのように請求すればよいですか。

(答) 選挙運動用ビラ及びポスターの公費請求は「確認枚数×作成単価」で算出することとなっています。写真撮影やデザインのみを担当した業者は、市に対して直接に請求することができません。

ただし、印刷物の作成業者が写真撮影やデザインを外注した場合には、その費用を含んで市に請求することはできます。その内訳は、契約届出書に添付して提出する「作成費用明細書」で明らかにしてください。



選挙キャラクター
「イックン」